

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正案について(概要)

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）により指定されている。

また、法第3条第1項の規定に基づき、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において定められている。

さらに、同法第7条第1項の規定に基づき飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第12条においては、特定飼料等製造業者の登録に係る特定飼料等の種類を定めているところである。

特定飼料等とは、法第3条第1項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものをいう（法第5条第1項）。

2 改正の概要

今般、食品安全委員会から人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価されたアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンについて、飼料添加物としての指定を取り消し、これに係る基準及び規格並びに特定飼料等の種類を廃止する。同内容については、農業資材審議会から、適当であるとの答申を得ている。

3 施行期日

平成31年12月（予定）